

大雪山国立公園内の国有林域の管理について

大雪山国立公園は、区域面積の 93.6%が国有林となっていることから、国立公園管理については国有林の管理経営の方針と整合をとる必要がある。

国有林野施業実施計画では、施業、林道整備、治山等と並び、保護林の名称及び区域、レクリエーションの森の名称及び区域が定められており、大雪山国立公園内で指定されているのは下表に掲げるとおりである。

種 類	名 称	面積 (ha)
森林生態系保護地域	大雪山忠別川源流部	10,867
植物群落保護林	大雪山系高山帯保護林	8,815
	大雪原生林保護林	527
	十勝岳泥流保護林	254
	十勝山系高山帯保護林	6,246
	小松原保護林	37
	原始が原保護林	938
	ゴヨウマツ天然生保護林	3
	トドマツ・エゾマツ原生保護林	1,035
	大雪山原生保護林	9,660
	東ヌプカウシコマクサ保護林	15
	小 計	27,530
レクリエーションの森	沼の原風景林	474
	赤岳風景林	176
	層雲峡風致探勝林	1,100
	高原温泉風致探勝林	509
	白金自然休養林(一部)	890
	東川青少年野営場	5
	天人峡風致探勝林	498
	旭岳風致探勝林	277
	三段山スキー場	23
	十勝岳風致探勝林	207
	トムラウシ自然休養林	1,255
	然別自然休養林	1,937
	ぬかびら野外スポーツ地域	329

	クマネシリ風景林	965
	ニペソツ風景林	1,789
	ぬかびら温泉風景林	5,288
	十勝ダム風景林（一部）	278
	然別湖風景林	3,294
	ウペペサンケ風景林	1,774
	ほろか温泉風致探勝林	192
	然別峡風致探勝林	253
	小計	21,513

これらに係る保護林及びレクリエーションの森の取扱方針は次のようになっている。

保護林設定要領（林野庁長官通知）における取り扱いの方針

○森林生態系保護地域

- ・保存地区：原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。

ただし、次に掲げる行為についてはこの限りでない。

ア モニタリング（長期的変化の継続的観測・記録）、生物遺伝資源の利用に係る行為等、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為

イ 非常災害のため応急措置として行う次の行為

(ア)山火事の消火等

(イ)大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置

ウ 標識類の設置等

エ その他法令等の規定に基づき行うべき行為

- ・保全利用地区：木材生産を目的とする森林施業は行わない。ただし、人工林を含める場合は、複層林施業等を行うことができる。

自然的条件等に応じて、森林の教育的利用、大規模な開発行為を伴わない森林レクリエーションの場としての活用を行うものとし、このために必要な道路、建物等の施設は、保全利用地区の設定趣旨に反しない範囲で設置することができるものとする。

- ・保全利用地区に外接する森林：原則として皆伐による施業は行わないものとし、複層林施業、択伐を中心とした育成天然林施業又は天然林施業を行うものとする。

○植物群落保護林

(1) 植物群落等の状況に応じ次により取り扱うものとする。

ア 極盛相にある植物群落等を対象とするものについては、原則として人手を加えずに自然の遷移にゆだねた保護及び管理を行う。

イ 遷移の途中相にある植物群落等を対象とするものについては、その現状の維持に必要な森林施業を行うことができるものとする。

(2) (1) の規定にかかわらず、次に掲げる行為は行うことができるものとする。

ア モニタリング、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為

イ 非常災害のため応急措置として行う次の行為

(ア) 山火事の消火等

(イ) 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置

ウ 標識類の設置等

エ 自然観察教育のための軽微な施設の設置

オ その他法令の規定に基づき行うべき行為

※ 保護林制度

林野庁では、希少な野生動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全上特に重要な国有林を「保護林」に指定してその保全を図っている。現行の保護林制度における保護林の種類は、(1)森林生態系保護地域 (2) 森林生物遺伝資源保存林 (3) 林木遺伝資源保存林 (4) 植物群落保護林 (5) 特定動物生息地保護林 (6) 特定地理等保護林 (7) 郷土の森の7種類となっている。

レクリエーションの森選定調査実施要領（林野庁長官通知）における管理経営の方針 抜粋

ア 自然観察教育林

(ア) 自然観察等に必要な歩道、案内板、展示施設等を適切に配置すること。

(イ) 野生動植物の観察や自然探勝を目的とする場合は、林床の植物の成育に必要な照度の確保、採餌木の植栽、巣箱の設置等動植物の生息・成育環境の維持・形成に努めること。

(ウ) 林業生産活動のモデルとする場合は、森林施業に対する理解を深められるような林分の配置とするよう配慮しつつ、資源の循環利用林における管理経営に準じて取り扱うこと。

イ 森林スポーツ林

(ア) キャンプ場、クロスカントリースキーのコース、サイクリングロード等の野外スポーツに供する施設を森林との一体性が確保されるよう配置すること。

(イ) 森林内において快適なスポーツを楽しめるよう、特に施設周辺の林分について明るく変化に富み開放的で親しみやすい森林の維持造成に努めること。

ウ 野外スポーツ地域

(ア) 各種スポーツ施設、宿泊施設等を利用者の規模、地況等に応じて適切に配置すること。

(イ) 施設周辺の林分については、イの(イ)に準ずることとするほか、地形、施設の種類・形態等に応じ、防風や土砂の流出の防備等の機能が適切に確保されるものとする。

エ 風景林

地域における自然的条件に加え、周辺の地形や地物との関係、当該景観の文化的意義等を考慮し、特徴的な自然景観の維持・形成に努めること。

オ 風致探勝林

(ア) 探勝、散策、滞在等に必要な遊歩道、あずまや、展望台等の休養施設、案内標、宿泊施設等を適切に配置すること。

(イ) 森林内における快適な心身の休養に資するよう、湖沼、溪谷等との一体的な美的環境の維持、施設周辺の林分における風致の維持に努めること。

カ 自然休養林

ゾーン区分ごとに、アからオまでに準じて取り扱うこと。

大雪山国立公園

国有林位置図

